

船橋市一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に家庭での保育が出来ない際の預かり、また、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するための一時的な預かりに対応するため、一時預かり事業（以下、「事業」という。）を実施し、安心して子育てが出来る環境を整備し、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の例によるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施者 市長ならびに法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所（以下、「認可保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法77号）第17条第1項の規定による認可を受けた認定こども園（以下、「認定こども園」という。）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定による認可を受けた幼稚園（以下、「幼稚園」という。）を設置しているもの（以下、「認可保育所等設置者」という。）であって、市長が承認したもの。
- (2) 児童 生後57日目以降小学校就学の始期に達する前の児童。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) A利用 保護者の労働、職業訓練、就学、保護者等の傷病、災害事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由等により家庭における保育が困難になる児童に対し、原則として一月につき9日を限度として実施する。
ただし、事業実施者の予約状況により、受け入れ可能人数に空きがある場合については、事業実施者の判断で、一月につき15日を限度とした利用を認めることができる。
- (2) B利用 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童に対し、原則として一月につき2日を限度として実施する。
ただし、事業実施者の予約状況により、受け入れ可能人数に空きがある場合については、事業実施者の判断で、一月につき9日を限度とした利用を認める

ことができる。

2 前項の規定にかかわらず、利用を認める日数はA利用及びB利用合わせて、一月につき15日を限度とする。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童（以下、「対象児童」という。）は、船橋市内に居住し法第24条第1項の規定による保育の対象とならない健康な児童とする。ただし、事業実施者の受け入れ体制が整うまでの間及び市長が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、事業実施者において、当該児童の健康状況等からみて受け入れが困難であると認める場合には、当該事業実施者においては対象児童としないことができる。

(実施日)

第5条 事業の実施日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日から土曜日までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、国民の祝日及び事業を実施する認可保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「実施園」という。）の休園日は除く。ただし、実施園において児童の受け入れが可能である場合は、事業の実施を妨げない。

(利用時間)

第6条 利用時間は、実施園の休園日を除き、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

(2) 土曜日 午前9時から午後1時まで

(3) 時間外保育時間は、前々号にあっては午前8時から午前9時まで及び午後5時から午後6時までとし、前号にあっては午前8時から午前9時までとする。

(事業の申請及び廃止の手続き)

第7条 第2条の承認を受けようとする認可保育所等設置者は、一時預かり事業承認申請書（第1号様式）を事前に市長に提出するものとする。

2 市長は前項の一時預かり事業承認申請書を受理した場合は、内容を審査し一時預かり事業承認通知書（第2号様式）若しくは一時預かり事業却下通知書（第3号様式）により、当該事業の承認若しくは却下をするものとする。

3 前項の規定により承認を受けた事業実施者が事業を廃止する場合には、事前に

市長に承認の取り消し（第4号様式）を届け出るものとする。

（保育室等）

第8条 事業実施者は、原則として専用の保育室（概ね30平方メートル以上）を確保して実施するものとする。ただし、次条第2号に規定する場合にあっては、この限りでない。

2 事業の実施に当たっては、実施園における在園児童との交流等弾力的な処遇を行うことができる。この場合において、事業の実施が当該事業を利用する児童（以下「利用児童」という。）の処遇に支障をきたすことのないよう留意する。

（職員）

第9条 職員は、事業の専任保育従事者（保育士又は一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け文科初第238号・雇児発0717第11号）別紙一時預かり事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）4（1）⑤ア及びイに規定する者）を2人以上配置し、そのうち1/2以上は保育士とする。ただし、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 実施園の職員による支援を受けられる場合 保育士1名で処遇ができる児童の数の範囲内において保育士1名の配置とすることができる。

(2) 実施園における在園児童と同一の場所において事業を実施し、実施園の保育士による支援を受けられる場合 事業の専任保育従事者1名の配置とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、専任保育従事者について、実施園の保育士による支援を受けることができる場合は、通常保育と兼務することも可能とする。ただし、本事業と通常保育のそれぞれにおいて児童の年齢及び人数に応じて運営に必要となる職員が配置されていなければならない。

（事前登録）

第10条 事業による保育を希望する対象児童の保護者は、原則として利用開始希望日の7日前までに一時預かり登録票（第5号様式）及び一時預かり承諾書（第6号様式）に必要書類を添付して事業実施者に申し込むものとする。ただし、緊急と認められる場合に係る申込みは、この限りではない。

（登録の承認）

第11条 事業実施者は、前条の申込みがあった場合は、内容を審査し、登録を承認するものとする。

2 事業実施者は、前項の規定により登録を承認したときは、速やかに一時預かり登録済証明書(第7号様式。以下「登録済証明書」という。)により、申込みをした保護者(以下「利用保護者」という。)に通知するものとする。

(登録の有効期限)

第12条 登録の有効期間は、登録利用を開始した日の属する年度の3月31日までとする。

(利用手続き)

第13条 利用保護者は、前条の登録の承認を受けたのち、事業実施者に対し、利用希望日の予約を行うものとし、事業実施者は利用の可否を決定するものとする。保護者は、利用にあたり登録済証明書を提出するとともに、A利用の場合については家庭における保育が困難な理由を証明するものを提出しなければならない。

(利用決定の取消)

第14条 事業実施者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象児童としての要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申込み又は不正な手続きにより、利用の決定を受けたとき。
- (3) その他やむを得ない事由により、当該児童の保育を継続することが困難と認められたとき。

(利用児童の健康調査)

第15条 事業実施者は、申込みを受け付ける際には、当該事業を利用する児童の面接をし、児童の健康状況を十分聴取した上で、母子健康手帳・個人調査票等により健康状態を把握し、利用児童の処遇に支障のないよう留意するものとする。

(児童の処遇)

第16条 利用児童の処遇は、法第24条第1項の規定に基づく保育をうける児童に準ずるものとし、本事業の実施にあたっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づく指針を参考とするものとする。

(費用負担)

第17条 事業実施者は、事業の実施にあたって、利用保護者に費用負担を求める

ことができるものとし、その場合、あらかじめ実施園において、その負担方法及び費用負担の額（以下「利用料」という。）等を定めるものとする。

- 2 利用料の設定にあたっては、別表に定める利用児童一人当たりの利用料を基準に設定するものとする。ただし、この利用料を超えた金額を設定する場合には、高額な利用料の設定を行うことのないよう十分留意するものとする。
- 3 事業実施者は、前項及び前々項の規定に基づく利用料のほか、次に掲げる費用の額を利用保護者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 一時預かり事業において提供される便宜に要する費用のうち、通常の活動以外に行われる活動に要する費用のうち、利用保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 事業実施者は、同条第1項から第3項に規定する費用の額について、当該金銭の用途及び額並びに利用保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用保護者に対して説明を行い、利用保護者の同意を得なければならない。
- 5 事業実施者は、同条第1項から第3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用保護者に対し交付しなければならない。
- 6 同条第1項及び第2項の規定にかかわらず生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及びこれに準ずる世帯として市長が認める世帯は、利用料を無料とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 利用料金 (単位：円)

年齢	区分	基本利用	短縮利用	昼食利用
			午前9時から午後5時 (最大午前8時から午後6時)	午前9時から午後1時 (最大午前8時から午後1時) 午後1時から午後5時 (最大午後1時から午後6時)
	3歳未満児	2,500	1,250	300
	3歳以上児	1,000	500	

備考

- 1 この表の年齢区分については、利用年度初日現在の満年齢によるものとする。
- 2 この表の利用時間をやむを得ない理由で超える場合は、1時間当たり300円を徴収するものとする。

第1号様式

一時預かり事業承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

法人名

代表者名

船橋市一時預かり事業実施要綱第3条に規定する事業を実施したいので、第7条の規定にもとづき事業の承認を申請いたします。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
実施時期	年 月 日
実施場所	別添図面のとおり

第2号様式

第 号
年 月 日

一時預かり事業承認通知書

所在地

法人名

代表者名 _____ 様

船橋市長 印

年 月 日付にて申請のありました一時預かり事業について、下記内容のと
おり承認いたします。

記

実施施設の名称	
所在地	
実施時期	
実施場所	

第3号様式

第 号
年 月 日

一時預かり事業却下通知書

所在地

法人名

代表者名 _____ 様

船橋市長 印

船橋市一時預かり事業実施要綱第7条により、一時預かり事業承認申請書を却下いたします。

記

実施施設の名称		所在地	船橋市
却下理由			

第4号様式

一時預かり事業承認の取消届出書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

法人名

代表者名

年 月 日付 第 号に承認を受けました一時預かり事業について、下記のとおり取り消したいので、船橋市一時預かり事業実施要綱第7条第3項により、届け出いたします。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
事業廃止時期	年 月 日

一時預かり登録票

一時預かり事業実施者 あて

年 月 日

住所	
保護者氏名	
電話番号	

一時預かりの利用を希望するので、次のとおり登録いたします。

ふりがな 児童名	生年月日	平成/令和	年	月	日
利用形態	1. A利用 保育できない理由 (理由:) (時間:)				
	(理由:) (時間:)				
	(理由:) (時間:)				
	2. B利用 リフレッシュ (目的:) (時間:)				
(目的:) (時間:)					
アレルギー	無 ・ 有()				

※同居されている方、全てご記入ください(欄が足りない場合、余白にご記入ください)。

家族の氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先(電話番号)	携帯電話
父:					
母:					
祖父:					
祖母:					

健康保険証	記号	番号	保険者番号	名称
かかりつけの病院	病院名		住所	電話番号
緊急連絡先 (必ず連絡がとれる方)	氏名		住所	電話番号
	①			
	②			

★上記内容に変更があった場合は、必ず一時預かり実施園にお知らせください★

実施園は、この登録票を確認後コピーを一部とり、保護者へお渡しください。

一時預かり承諾書

年 月 日

船橋市の一時預かりの登録にあたり、下記事項及び実施園の定めるきまりについて了承します。

1. 本登録については、今回登録された「保育を希望する理由」が継続する期間まで有効です。また、理由が長期間継続する場合でも、毎年度ごとに更新(登録)が必要です。
2. 今回登録した内容に変更があった場合は、速やかに一時預かり実施園までお知らせください。
3. 「保育を希望する理由」を証明する書類については、何が必要かご確認いただいた上で、必ずご提出ください。
4. 予約の時に申し込んだ時間以外の利用はできません。
5. 予約のキャンセルをされる場合は、必ず利用日の前日の17時までに一時預かり実施園までご連絡ください。前日までにご連絡いただけなかった場合は、次回以降の一時預かりの利用をお断りすることがございます。
6. 一度収めた利用料はいかなる理由があっても返金いたしません。利用料は申し込み時の料金及び遅延に係る延長料金となります。
7. お迎えは時間に余裕をもってきてください。

保護者氏名

児童氏名

生年月日 平成/令和 年 月 日

一時預かり登録済証明書

年 月 日

(住所)

(保護者氏名)

様

お子様 _____ 様につきまして、_____ (実施施設名)の
一時預かり利用のための登録が済んでいることを証明します。

なお、本登録済証明書は、必ず利用できることを保証するものではありません。

一時預かり事業実施者

記入者

保護者承諾事項

1. 本登録については、今回登録された「保育を希望する理由」が継続する期間まで有効です。また、理由が長期間継続する場合でも、毎年度ごとに更新(登録)が必要です。
2. 今回登録した内容に変更があった場合は、速やかに一時預かり実施園までお知らせください。
3. 「保育を希望する理由」を証明する書類については、何が必要かご確認いただいた上で、必ずご提出ください。
4. 予約の時に申し込んだ時間以外の利用はできません。
5. 予約のキャンセルをされる場合は、必ず利用日の前日の17時までに一時預かり実施園までご連絡ください。前日までにご連絡いただけなかった場合は、次回以降の一時預かりの利用をお断りすることがございます。
6. 一度収めた利用料はいかなる理由があっても返金いたしません。利用料は申し込み時の料金及び遅延に係る延長料金となります。
7. お迎えは時間に余裕をもってきてください。

※一時預かり登録済証明書は、利用日に毎回ご持参ください。